

平成29年度第1回高知県農業経営・生産対策等に関する第三者委員会議事概要

開催日時：平成29年6月29日（木）9：00～12：00

開催場所：高知共済会館4階会議室「浜木綿」

出席者：委員4名

（玉里委員長、芳之内委員、西川委員、常光委員、坂本委員は欠席）

一次第一

1 開会

委員の委嘱

事務局（地域農業推進課長）あいさつ

委員長選任

委員長あいさつ

2 議事

（1）強い農業づくり交付金について

内容説明：農業政策課

（2）産地パワーアップ事業について

内容説明：産地・流通支援課

（3）多面的機能支払交付金について

内容説明：地域農業推進課

（4）中山間地域等直接支払交付金について

内容説明：地域農業推進課

（5）環境保全型農業直接支払交付金について

内容説明：環境農業推進課

（6）閉会

―事務局からの説明―

資料のとおり

―質疑応答―

(1) 強い農業づくり交付金について

【西川委員】

第三者委員会としては、事業を実施した中で、目標を達成してなかった場合は、今回こういう形で達成しなかったが、1年間はこうするんですよということを出していただければ、それについてフォローしていくという仕組みにした方がいいと思います。

【事務局】

県としては、事業継続の意思もございますので、そこはしっかり支えてはいきたいとは思っています。

【常光委員】

他のJAで、このような乾燥機とか色彩選別機を導入されているのがありますか。

【事務局】

カントリーエレベーターという施設になりますが、この施設は県内でここだけです。他のJAでは乾燥調製施設という、乾燥調製が終わりますと即出荷という施設がございます。最近では、国庫補助は入っていませんが、JA土佐香美で乾燥調製施設、ライスセンターといいますが、香南市野市に新しい施設の建設をしています。

(2) 産地パワーアップ事業について

【玉里委員長】

計画を作成した各地域農業再生協議会には、農業者が含まれており、その協議会の中の方が、今回、リースの機械を得たいということでしょうか。

【事務局】

地域農業再生協議会は、地域のJAとか市町村とか地域の関係者によって組織されており、産地や農業者からあがってきた計画について、この協議会で、妥当性等について協議を行い、産地パワーアップ計画を策定します。その計画に基づいて、農業者が機械を1人1人導入するものです。

【芳之内委員】

10%以上の販売額向上とかいう成果目標があっても、それに向けていろんな施策があるのですが、環境制御装置の導入だけで10%以上の効果が見込めるのか、ほかのいろんな複合的な何かがあっても見込めるのか

【事務局】

成果目標としましては生産コストの10%以上の削減、販売額の10%以上の向上と、そういったものから選択が可能です。産地全体としまして、この事業を使う取り組み、もしくは他の事業を使う取り組み、自主的に自己資金で進めていく取り組み、目標までの期間におけるそれら3種の取り組み全てで、この目標をクリアしていくという形になります。

【西川委員】

リース事業については、農家にリースをされるということだけど、再生協議会が貸すわけではないですね。

【事務局】

農家さんが自由にリース会社を選択していただけますので、農業者とリース会社が共同で申請し、補助金自体はリース会社に直接お支払いをする形になります。生産者は補助金の残額についてリース料を払うこととなります。

(3) 多面的機能支払交付金について

【玉里委員長】

事務担当の後継者がいないことを理由として活動の継続を断念した地域がある一方で、優良事例として事務員を1人雇用し事務局の体制を確立している地域もある。このような違いは、こういった要因によるものか教えて下さい。

【事務局】

どの地域も高齢化が進み、活動の継続が困難になってきています。

そこで、組織を広域化して、スケールメリットを図り、事務処理として様々な書類を作成するために事務局体制を確立することが必要です。具体的には、第三セクターが事務局機能を担っている場合もありますし、交付金を活用して法人を設立しているところもあります。

そういったことで、やはり広域化と事務局機能といったものを土地改良事業団体連合会の協力も仰ぎながら、体制を整えていきたいと考えております。

【常光委員】

地域に後継者がいないとか様々な課題があると思いますが、多面的機能支払をやっている地区の方が集まって懇談会をするといった機会はあるんですか。

【事務局】

県が推進している集落営農につきましては、研修会や交流会を開催しております。

今年度は、平成30年1月25日に多面的機能支払中国四国シンポジウムが開催され、シンポジウムの中で交流会も予定されております。そういった場で活動組織間の情報交換が行われ、いいところは取り入れるといったことができればなどは思っております。

【西川委員】

土地改良区が存続している地域は、改良区と連携できる下地があるので、このことが広域化に繋がっていくと思います。日高村では土地改良区が解散されたのですね。

【事務局】

解散した後、農業用施設等をどのように守っていくのか地域で話し合ったうえで活動組織を立ち上げました。

【西川委員】

土地改良区の解散後における保全管理の体制を事務局体制も含めて地域で話し合い、広域化でしっかりとした組織体制が形成できた。広域化の成功事例と言えるでしょう。

広域化のポイントですが、土地改良事業が実施された地域においては、土地改良区とうまく連携することが重要であると思います。

(4) 中山間地域等直接支払交付金について

【玉里委員長】

集落のマスタープランというのは、資料として見せていただくことはできますか。

【事務局】

7ページの表に書いてあるような、将来にわたり生産活動が可能となる実施体制の構築とか、交付金使って取り組んでいきますということをA要件、B要件、C要件とかを選んで、新規就農者を確保してこんなことに取り組んでいくことなどが、マスタープランの内容になります。

【玉里委員長】

第三者委員会で続けて現地の状況など検討をしないといけないと思いますので、お時間をとっていただきまして、報告内容は提出前に拝見し検討することになるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

(5) 環境保全型農業直接支払交付金について

【芳之内委員】

29年度は交付金の減額調整のために74%ぐらいしか支給できないということだが、減額調整となっても、申請者は増えそうでしょうか。

【事務局】

市町村によって異なります。減額になりそうだとということで、申請をやめることを検討している生産者もいると聞いていますが、要望量、つまり面積は増えてきています。

【玉里委員長】

滋賀県の取組面積が多いですね。主に水田、水稻で取り組まれているわけですか。どういうふうな形で、県を挙げて力を入れられておられるのか。

【事務局】

滋賀県は、琵琶湖の水質改善のためにも環境保全型農業の推進に重点的に取り組んでいます。県独自の取組である「地域特認」の取組みというものがございしますが、滋賀県は他県に比べてより多くの種類の地域特任取組を申請し、国から承認を受けて取り組まれています。

【西川委員】

カバークロープ用植物として外国産の種子が植えられたがためにそれが対象農地以外に広がってしまったり、繁殖力が強い品種を植えたりすることによって、生態系に影響を与えてしまう懸念はないでしょうか。

【事務局】

生態系への影響について、可能性は否定できませんが、どのような種子（外国産の種子など）が植えられるかどうかは購入伝票によってチェックできると思います。

【玉里委員長】

今日は委員の皆さんも、課題をちょっと探りながらのご発言であったと思いますので、課題が出てきた部分をご提示いただきましたら、もっと委員の皆さまからも有意義なご意見が出てくるというふうに思いましたので、若干手間かとは思いますが、そのあたり少しまとめて報告していただければ助かるかなと、委員長としてよろしくお願いいたします。